

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人セコム科学技術振興財団（以下「この法人」という。）定款20条第3項（評議員に対する報酬等）及び第37条第3項（役員に対する報酬等）の規定に基づき、この法人の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める役員等としての報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬額)

第3条 役員等のうち、セコム株式会社の取締役、監査役、顧問又は従業員である者は、無報酬とする。

2 前項を除く役員等の報酬は、年間111,111円とし、この法人の評議員会又は理事会に出席したときの手当は、1回につき33,333円とする。

(費用)

第4条 役員等が評議員会又は理事会に出席するための交通費及び旅費（宿泊費を含む）については、全額支給する。

2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。